

□全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い

項目		全体スライド (契約約款第26条第1～4項)	単品スライド (契約約款第26条第5項)	インフレスライド (契約約款第26条第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に 対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に 対応する措置	急激な価格水準の変動に 対応する措置
請負額変更の 方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の 残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く 特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する 資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレ スライドと併用の場合、全体スライド 又はインフレスライド適用期間における 負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、 建設業者の経営上最小限度必要な 利益まで損なわないよう定められた 「1%」を採用。単品スライドと同様の 考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド 適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を 除いた工期内全ての特定資材が対象 のため、再スライドの必要がない)	可能